

所得税 確定拠出年金制度（DC・iDeCo）の拡充

1.改正内容

企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について

- 企業型年金加入者の掛金の額は**事業者掛金の額を超えることができないとする要件を廃止**する。

掛金上限が現行より**7,000円引き上げられる**。

- 企業型DC(企業型確定拠出年金) 図解 A
- iDeCo (個人型確定拠出年金) 図解 B
- 国民年金基金 6.8万円 **7.5万円**

一定の要件の下で**70歳まで加入可能**となる。

適用時期 : **確定拠出年金法等の改正時期から**

図解 A : 企業型確定拠出年金 掛金限度額 **7,000円UP**

DB (確定給付企業年金) の加入状況	現行	改正案
DBの未加入者	5.5万円	6.2万円
DBの加入者	5.5万円 - DB	6.2万円 - DB

事業者掛金の額を超えることができないとする要件を廃止

図解 B : iDeCo (個人型確定拠出年金) 掛金限度額 **7,000円UP**

国民年金区分と企業年金の加入状況		現行	改正案
第1号被保険者 (国民年金基金と合算)		6.8万円	7.5万円
第2号被保険者	企業年金の加入者 (企業型DC・DB)	5.5万円 - (企業型DC + DB) [2万円を上限]	6.2万円 - (企業型DC + DB) [上限撤廃]
	企業年金の未加入者	2.3万円	6.2万円
第3号被保険者		2.3万円	

第2号統一

一定の要件の下で70歳まで加入可能

図解作成：経営革新等支援機関推進協議会

所得税 退職所得控除の調整規定の見直し

1.改正内容

退職手当等の一時金の支払を受ける年の前年以前9年以内に確定拠出年金(DC・iDeCo)の老齢一時金を受給している場合には、**退職所得控除の計算上、勤続年数等の重複排除調整の対象とする。(5年内 9年内)**

老齢一時金に係る「退職所得の受給に関する申告書」の**保存期間を10年とする。(7年 10年)**

「退職所得の源泉徴収票」の税務署への提出が**一律義務化される。(居住者である役員 支払いを受けるすべての居住者)**

2.適用時期

の改正は、**令和8年1月1日以後**に老齢一時金の支払いを受け、同日以後に支払をうけるべき退職手当からの改正は、**令和8年1月1日以後**に提出すべき退職所得の源泉徴収票から

3.影響

老齢一時金を60歳に受給するとした場合

退職手当等の**退職所得控除を満額利用出来るのは65歳から70歳**になる。

4.令和7年までに確定拠出年金の老齢一時金を受け取る場合は、現行どおり5年以内が適用される。